



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

統計法に基づく一般統計調査



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

この調査票に記入された事項については、個別事業所の秘密を守り、統計以外の目的に用いることは絶対にありませんので、ありのままをご記入ください。

令和4年派遣労働者実態調査(事業所票)

所在地

(ふりがな)
記入者氏名

事業所名

所属部署

電話番号 内線

主な事業の内容

都道府県番号	事業所一連番号	産業分類番号
1	2	3

政府統計コード **9NA2**

調査対象者ID

初期パスワード

左記のコード及びIDを使用し、オンラインでご回答いただくことも可能です。詳しくは同封の「オンライン調査システム利用ガイド」をご覧ください。

法人番号(国税庁が指定する13桁の番号をいいます。)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

法人番号の印字がない場合や誤りがある場合等は記入・訂正をお願いします。その際、商業登記法に基づく「会社法人等番号(12桁)」やマイナンバー(個人番号)を記入しないようにご注意ください。また、法人番号は支店や事業所ごとに指定されませんので、支店や事業所についても、各法人に指定された法人番号を記入してください。なお、個人事業主の事業所については、無記入のままで構いません。

※ 貴事業所の所在地・名称に誤りがある場合には、赤色ボールペン等で訂正してください。

- (記入上の注意)
- この調査は、常用労働者が5人以上の事業所を対象としています。貴事業所に派遣労働者がいない場合であっても、回答が必要な問がありますので、この調査票に沿って回答をお願いします。
 - (注)又は11頁「業務の内容」を参照して記入してください。
 - この調査は**事業所を対象**としています。問1以外の質問は、貴事業所について記入してください。同一場所にある工場や店舗などを対象とし、他の場所にある支店や工場は含めません。ただし、店舗が2つのビルに分かれて営業している場合等で、人事・労務管理部門は1つである場合は、1つの事業所とします。
 - 特に断りのない限り、**令和4年10月1日**現在の状況について記入してください。
 - 貴事業所に「派遣先責任者」(注1)がいる場合は、できる限り派遣先責任者が記入してください。
 - 調査票は黒か青のボールペンで記入してください。
 - 特に断りのない限り、該当する選択肢の番号を1つ選び、○で囲んでください。ただし、回答欄が **1 2 3** のように網掛けとなっている場合は、設問に従って複数回答をお願いします。
 - 数字を記入する場合は、**右詰め**で記入してください。(記入例 **4 5**人)
 - 令和4年10月17日(月)**までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函ください。

(注1) 「派遣先責任者」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「労働者派遣法」という。)に基づき、派遣労働者を受け入れる派遣先において派遣労働者との関係で窓口になるとともに、派遣元事業主との緊密な連携を図る立場に立つ責任者として選任される者のことをいいます。

問1 貴事業所が属する企業全体(本社・支社・営業所・工場等を含む)の常用労働者数(注2)は何人ですか。

1,000人以上	500~999人	300~499人	100~299人	50~99人	30~49人	5~29人	官公営
1	2	3	4	5	6	7	8

(注2) 「常用労働者」とは、下記の①又は②に該当する労働者のことです。

- 期間を定めて雇われている者
- 1か月以上の期間を定めて雇われている者
なお、以下の者についても、上記①又は②に該当していれば、常用労働者です。
・取締役、理事などの役員であって、常時勤務して一般の労働者と同じ給与規則若しくは同じ基準で毎月の給与の支払を受けている者
・事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払を受けている者
・短時間労働者(2頁の(注4)を参照してください。)

※派遣労働者について

- 貴事業所が派遣元事業所の場合、他の企業等に派遣中の労働者でも上記①又は②に該当すれば常用労働者に含めてください。(登録しているだけで労働契約のない者は含めません。)
- 貴事業所が派遣先事業所の場合、労働者派遣法に基づき、派遣元事業所から貴事業所に派遣されている者は常用労働者に含めないでください。

※ 厚生労働省記入欄 (この欄の記入は不要です。)

①労働者数 (問2(2)派遣労働者 男+女)	②抽出率	③抽出労働者数(①×②) (小数点以下四捨五入)	④調査対象労働者数 (③又は上限値(注))
	1/		

(注) 調査対象労働者数の上限は以下のとおり
事業所規模1,000人以上は20人
事業所規模5~999人は5人

ここからは貴事業所の状況についてお答えください。

問2 令和4年10月1日現在の貴事業所の状況についてお答えください。

※(1)の常用労働者数では、(2)の「臨時労働者」や「派遣労働者(受け入れ)」を除きます。また、他社から出向してきている労働者は、(1)、(2)ともに計上し、請負労働者(10頁の(注29)を参照してください。)は(1)、(2)ともに含めないでください。貴事業所が派遣元事業所の場合は、派遣労働者として派遣中の労働者のうち、常用労働者に該当する者は(1)に計上しますが、(2)には含めないでください。派遣労働者として登録しているだけで労働契約のない者は、(1)、(2)ともに含めないでください。

(1) 問1で回答いただいた常用労働者のうち、貴事業所の常用労働者数は何人ですか。

				人
--	--	--	--	---

(2) 貴事業所で就業している労働者数等について下記の区分により分類してそれぞれお答えください。

該当する労働者がいない場合は「0」を記入してください。

		雇用期間の定め無し(注7)			雇用期間の定め有り(注8)				
一般労働者(注3)	男							8~9	
	女							10~11	
短時間労働者(注4)	男							12~13	
	女							14~15	
		(人)			(人)				
臨時労働者(注5)	いる	1	}		男				17
	いない	2				女			
		16		(人)					
(派遣)受け入れ労働者(注6)	いる	1	}		男				20
	いない	2				女			
		19		(人)					

- (注3) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者を除いた労働者(いわゆるフルタイム勤務の労働者)をいいます。
- (注4) 「短時間労働者」とは、常用労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者及び1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者をいいます。(短時間正社員を含みます。)
- (注5) 「臨時労働者」とは、常用労働者に該当しない労働者(労働契約の期間が日々又は1か月未満の労働者)をいいます。
- (注6) 「派遣労働者(受け入れ)」とは、労働者派遣法に基づき派遣元事業所から派遣されている労働者をいいます。
- (注7) 「雇用期間の定め無し」とは、特に雇用期間を設けずに雇われている場合をいい、定年までの場合を含めます。
- (注8) 「雇用期間の定め有り」とは、1年契約、6か月契約など雇用期間を定めた労働契約により雇用されている場合をいいます。

問2(2)で「派遣労働者(受け入れ)」が「いる」とした場合は下の問3へ、「いない」とした場合は3頁問5へ

問3 貴事業所で雇用する労働者に次の諸手当等、各種制度を支給・実施していますか。

諸手当等、各種制度	①通勤手当	②賞与・一時金	③昇給	
支給・実施している	1	1	1	→ 3頁問4へ
支給・実施していない	2	2	2	

22~24

問4 派遣労働者を就業させる主な理由を**3つまで**選んでください。

一時的・季節的な業務量の変動に対処するため	01
欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため	02
常用労働者数を抑制するため	03
雇用管理の負担が軽減されるため	04
社内を活性化するため	05
専門性を活かした人材を活用するため	06
自社で養成できない労働力を確保するため	07
軽作業、補助的業務等を行うため	08
勤務形態が常用労働者と異なる業務のため	09
その他	10

25

問6へ

問5 派遣労働者を受け入れない主な理由を**3つまで**選んでください。

派遣労働者の受入に関する事務処理が煩雑であるため	01
必要な職業能力を備えた派遣労働者をすぐに確保することが困難であるため	02
技能・技術、知識等が社内に蓄積しないため	03
派遣労働者の管理が困難・面倒であるため	04
安全衛生管理責任を果たすことが困難・面倒であるため	05
トラブルが増加することが予想されるため	06
費用がかかりすぎるため	07
派遣労働者を受け入れるより他の就業形態の労働者を採用しているため	08
今いる従業員で十分であるため	09
雇用調整を実施している状況であるため	10
その他	11

26

9頁問19へ

問6 貴事業所における派遣労働者の業務についてお答えください。

(1) 派遣労働者が就業している主な業務は何ですか。該当するものを**すべて**選んでください。業務の内容についての説明は11頁を参照してください。

<政令で定める業務> (注9)

1号 ソフトウェア開発	01
2号 機械設計	02
3号 事務用機器操作	03
4号 通訳、翻訳、速記	04
5号 秘書	05
6号 ファイリング	06
7号 調査	07
8号 財務処理	08
9号 取引文書作成	09
10号 デモンストレーション	10
11号 添乗	11
12号 受付・案内	12
13号 研究開発	13
14号 事業の実施体制の企画、立案	14
15号 書籍等の制作・編集	15
16号 広告デザイン	16
17号 OAインストラクション	17
18号 セールスエンジニアの営業、金融商品等の営業	18
19号 社会福祉施設等における看護業務	19

<政令で定める業務以外> (注10)

- 放送機器等操作	20
- 放送番組等演出	21
- 建築物清掃	22
- 建築設備運転、点検、整備	23
- 駐車場管理等	24
- インテリアコーディネーター	25
- アナウンサー	26
- テレマーケティング	27
- 放送番組等における大道具・小道具	28
- 水道施設等の設備運転等	29
- 営業 (選択肢18・27を除く)	30
- 販売	31
- 一般事務	32
- 介護	33
- 医療関連業務 (選択肢19を除く)	34
- 物の製造	35
- 倉庫・搬送関連業務	36
- イベント・キャンペーン関連業務	37
- その他 (具体的業務名)	38
- []	

27

(注9) 「政令で定める業務」とは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条で定めている、日雇労働者についての労働者派遣の禁止の制限を受けない業務をいい、19業務を定めています。問6の<政令で定める業務>に掲げる各番号は、政令第4条の号番号を表しています。

(注10) 「政令で定める業務以外」のうち、20から29の選択肢については、平成27年の労働者派遣法改正前の政令 (以下「旧政令」といいます。) で定められていたいわゆる26業務 (労働者派遣の期間制限を受けない業務) の一部です。現在はこれらの業務を含め、原則すべての業務において、現行の労働者派遣法に基づく期間制限が設けられています。

「34 医療関連業務」を選んだ場合のみ、問6(2)、(3)にもお答えください。

(2) 「34 医療関連業務」の業務内容は次のうちどれですか。該当するものを**すべて**選んでください。

医師業務	01	助産師業務	05	歯科衛生士業務	09
歯科医師業務	02	看護師業務	06	診療放射線技師業務	10
薬剤師業務	03	准看護師業務	07	歯科技工士業務	11
保健師業務	04	管理栄養士業務	08	その他診療補助業務(注11)	12

28

(注11) 「その他診療補助業務」とは、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士、認定特定行為業務従事者が行う業務を指します。

(3) 「34 医療関連業務」は、どの事由に基づく労働者派遣ですか。該当するものを**すべて**選んでください。(紹介予定派遣については9頁の(注28)を参照してください。)

紹介予定派遣	産前産後休業	育児休業	介護休業	へき地派遣 (医師、看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師及び診療放射線技師業務のみ)	省令に規定する診療所(注12)への派遣	その他
1	2	3	4	5	6	7

29

(注12) 「省令に規定する診療所」とは、障害者支援施設、生活保護法に基づく救護施設・更正施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホームの各施設の中に設けられた診療所を指します。

問7 貴事業所において締結している労働者派遣契約の件数を労働者派遣契約の契約期間の長さ別に記入してください。
 (記入は該当のあるもののみ行ってください。該当のないものは、空欄としてください。(問8についても同様です。))

労働者派遣契約の契約期間									
1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 30日以下	30日を超え 2か月以下	2か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える	期間の定め がない
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

問8 問7で記入した労働者派遣契約の件数について、通算派遣期間の長さ別に記入してください。

通算派遣期間(注14)(注15)									
1日以内	2日以上 1週間以下	1週間を超え 30日以下	30日を超え 2か月以下	2か月を超え 3か月以下	3か月を超え 6か月以下	6か月を超え 1年以下	1年を超え 3年以下	3年を超える	期間の定め がない(注16)
件	件	件	件	件	件	件	件	件	件

(注14) 「通算派遣期間」とは、労働者派遣契約を継続して更新した場合の契約期間の合計をいいます。労働者派遣契約を継続して更新していない場合は、現在の契約期間をいいます。

「継続して更新」には、派遣労働者の受入を中止していた期間がある場合であってもその期間が3か月以下の場合を含めます。

(注15) 通算派遣期間を算出する場合は、以下の2点にご注意ください。

・労働者派遣契約の終了の日から次の労働者派遣契約の開始の日までの期間(契約期間外の期間)は通算派遣期間には含めません。

・同一の「組織単位」(*)での就業が続く場合を組織単位ごとに1件として数え、当該労働者派遣契約の期間を合計してください。

※「組織単位」とは、いわゆる「課」や「グループ」など、業務としての類似性、関連性があり、組織の長が業務配分、労務管理上の指揮監督権限を有するものです。

(注16) 問7で「期間の定めがない」に記入をした場合は、問8でも「期間の定めがない」に記入してください。

問9 3年前(令和元年10月1日)と比べ、就業する派遣労働者の数はどう変化しましたか。

増加した	減少した	変化なし
1	2	3

その人数を選んでください。

1～4人	5～9人	10～19人	20人以上
1	2	3	4

問10 選任している派遣先責任者は何人ですか。(派遣先責任者については1頁注1を参照してください。)

										人
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

52

問11 貴事業所が派遣労働者に講じている取組及び派遣労働者の待遇についてお答えください。

(1) 貴事業所が過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣労働者に対して行った教育訓練・能力開発に該当するものを次の1～6の中から**すべて**選んでください。行っていない場合は7を選んでください。

働きながら行う教育訓練・能力開発(OJT)(注17)を行った	1
自社内の講師により教育訓練・能力開発(OFF-JT)(注18)を行った(eラーニング(注19)を除く)	2
外部の講師を招いて教育訓練・能力開発(OFF-JT)(注18)を行った(eラーニング(注19)を除く)	3
教育訓練機関(事業所以外の場所)で教育訓練・能力開発(OFF-JT)(注18)を行った(eラーニング(注19)を除く)	4
eラーニング(注19)による教育訓練・能力開発を行った	5
派遣元が実施する教育訓練・能力開発への便宜を図った	6
派遣労働者に対しては教育訓練・能力開発を行っていない	7

(注17) 「働きながら行う教育訓練・能力開発(OJT)」とは、日常の業務に就きながら行われる教育訓練で、訓練の対象者、教育担当者、期間及び内容を具体的に定め、計画的に実施するものをいい、単に仕事の手順を教えるだけのものは含めません。

(注18) 「OFF-JT」(Off The Job Training)とは、通常の業務を一時的に離れて行う教育訓練をいいます。

(注19) 「eラーニング」(electronic learning)とは、コンピューターネットワーク等を介して行われる教育や研修のことを指します。

(2) 貴事業所において次の福利厚生施設を用意していますか。また、派遣労働者にも利用の機会を与えているものはありますか。

福利厚生施設	用意している		用意していない	
	派遣労働者も利用できる	派遣労働者は利用できない		
給食施設(食堂)	1	2	3	54
休憩室	1	2	3	55
更衣室	1	2	3	56
病院・診療所	1	2	3	57
企業内保育所、託児施設	1	2	3	58
レクリエーション等に関する施設	1	2	3	59

問12 貴事業所における派遣労働者の不合理な待遇差解消のための取組についてお答えください。

(1) 貴事業所で受け入れている派遣労働者の待遇決定方式について、該当するものを**すべて**選んでください。

派遣先均等・均衡方式(注20)	1	60
労使協定方式(注21)	2	
わからない	3	

(注20) 派遣労働者の待遇は、派遣先均等・均衡方式又は労使協定方式(注21)のいずれかの方式により確保しなければならないことになってい
ます。派遣先均等・均衡方式は、下記の方法により派遣労働者の待遇を確保することをいいます。

- ・職務内容及び職内容・配置の変更範囲が同一である場合に均等待遇を確保すること。
- ・個々の待遇ごとに、当該待遇の性質・目的に照らして適切と認められる事情を考慮して不合理な待遇差とならない均衡待遇を確保すること。

(注21) 労使協定方式は、下記の方法により派遣労働者の待遇を確保することをいいます。

- ・同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金水準と同等以上であること等の要件を満たす書面による労使協定を締結し、当該協定に基づいて待遇決定を行うこと。

(2) 派遣元から派遣労働者の不合理な待遇差の解消のために必要な次の貴事業所内の労働者の待遇等に係る情報の提供を求められ、これを提供したことがありますか。情報ごとにお答えください。

事業所内労働者の待遇情報、派遣労働者の職務の評価の情報		情報提供を求められたことがある		情報提供を求められ なかったことがない	
		提供をした	提供しなかった		
派遣労働者と同種の業務に従事する労働者の賃金水準		1	2	3	61
業務に必要な能力を付与するための教育訓練		1	2	3	62
福利厚生施設(給食施設、休憩室、更衣室)		1	2	3	63
派遣労働者(成果等)の意欲、職務の能評価	貴事業所が行った、派遣労働者の成果に関する評価結果	1	2	3	64
	貴事業所が行った、派遣労働者の技能や能力向上に関する評価結果	1	2	3	65
	貴事業所が行った、派遣労働者の働きぶりや勤務態度に関する評価結果	1	2	3	66
	貴事業所が行った、派遣労働者の評価に関するその他の情報	1	2	3	67
その他		1	2	3	68

問13 派遣元から派遣労働者の不合理な待遇差の解消のため、労働者派遣に関する料金の額について、配慮するよう求められたことはありますか。また、求めに応じてとった対応を1～3から**すべて**選んでください。

求められた	求めに応じて、派遣料金を上げた	1
	求められたが、派遣料金を維持した(業務内容・就業期間等の契約内容の変更等も含む)	2
	求められたため、派遣労働者の受け入れをやめた	3
求められたことがない		4

問14 貴事業所には、過半数労働組合(注22)はありますか。また、過半数労働組合が無い場合、過半数代表者(注23)がいますか。

(注22) 「過半数労働組合」とは、この調査では労働者の過半数で組織する労働組合をいいます。

(注23) 「過半数代表者」とは、この調査では労働者の過半数を代表する者であって、労働者派遣法第40条の2に基づき、事業所単位の期間制限による3年の派遣可能期間を延長する場合に事業所が意見を聴く対象者をいいます。

過半数労働組合がある	過半数労働組合がない		わからない
	過半数代表者がいる	過半数代表者がいない	
1	2	3	4

70

過半数代表者はどのような方法で選出されていますか。

投票	挙手	労働者の話合い	持ち回り決議	その他	わからない
1	2	3	4	5	6

71

問15 貴事業所における派遣可能期間の延長についてお答えください。

(1) 貴事業所では、過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)のうちに派遣可能期間を延長するため、過半数労働組合又は過半数代表者に意見を聴取しましたか。

意見聴取をした	意見聴取をしていない
1	2

72

延長のための意見聴取をしていないのはなぜですか。予定も含め、該当するものをすべて選んでください。

一時的・季節的な業務量の変動に対処するために受け入れているため	01
欠員補充等のために受け入れており、人員が確保できた(できる予定のため)	02
常用労働者数を増やす(予定のため)	03
受け入れていた派遣労働者を直接雇用する(予定のため)	04
無期雇用派遣労働者など期間制限のない派遣労働者を受け入れる(予定のため)	05
派遣労働者に行かせていた専門性の高い業務の必要性がなくなった(なくなる予定のため)	06
派遣労働者に行かせていた軽作業、補助的な業務等の必要性がなくなった(なくなる予定のため)	07
派遣労働者に行かせていた勤務形態の異なる業務の必要性がなくなった(なくなる予定のため)	08
短期間の空白期間を空けて派遣受入期間の規制がかからないようにする(予定のため)	09
派遣可能期間の終了までまだ時間があるため対応を検討中	10
意見聴取が必要であることを知らなかったため	11
その他	12

73

7頁問16へ

(1)において、「1」(意見聴取をした)を選択した方のみ次の(2)、(3)及び(4)の設問にお答えください。

(2) 意見聴取の結果、過半数労働組合又は過半数代表者から異議はありましたか。また、派遣期間を延長しましたか。

異議が無かったため、派遣可能期間を延長した	異議があった				その他
	当初の予定通り期間を延長した	期間を変更して延長した	延長しなかった	対応を検討中	
1	2	3	4	5	6

74

(3) 意見聴取をしたのは、主にどのような業務において派遣可能期間の延長が必要だったからですか。該当するものを**すべて**選んでください。

＜政令で定める業務＞(3頁注9)

1号 ソフトウェア開発	01
2号 機械設計	02
3号 事務用機器操作	03
4号 通訳、翻訳、速記	04
5号 秘書	05
6号 ファイリング	06
7号 調査	07
8号 財務処理	08
9号 取引文書作成	09
10号 デモンストレーション	10
11号 添乗	11
12号 受付・案内	12
13号 研究開発	13
14号 事業の実施体制の企画、立案	14
15号 書籍等の制作・編集	15
16号 広告デザイン	16
17号 OAインストラクション	17
18号 セールスエンジニアの営業、金融商品等の営業	18
19号 社会福祉施設等における看護業務	19

＜政令で定める業務以外＞(3頁注10)

- 放送機器等操作	20
- 放送番組等演出	21
- 建築物清掃	22
- 建築設備運転、点検、整備	23
- 駐車場管理等	24
- インテリアコーディネータ	25
- アナウンサー	26
- テレマーケティング	27
- 放送番組等における大道具・小道具	28
- 水道施設等の設備運転等	29
- 営業(選択肢18・27を除く)	30
- 販売	31
- 一般事務	32
- 介護	33
- 医療関連業務(選択肢19を除く)	34
- 物の製造	35
- 倉庫・搬送関連業務	36
- イベント・キャンペーン関連業務	37
- その他(具体的業務名) []	38

75

(4) 意見聴取をしたのは、どのような理由で派遣可能期間の延長が必要だったからですか。該当するものを**すべて**選んでください。

一時的・季節的な業務量の変動に対処するため	01
欠員補充等必要な人員を迅速に確保できるため	02
常用労働者数を抑制するため	03
雇用管理の負担が軽減されるため	04
社内を活性化するため	05
専門性を活かした人材を活用するため	06
自社で養成できない労働力を確保するため	07
軽作業、補助的業務等を行うため	08
勤務形態が常用労働者と異なる業務のため	09
その他	10

76

問16 派遣労働者の個人単位の期間制限(3年)についてお答えください。

(1) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に同一の組織単位(課)での派遣就業期間が3年に到達した派遣労働者がいましたか。

いた	いない
1	2

77

(2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣元から派遣労働者の直接雇用の依頼がありましたか。該当するものを**すべて**選んでください。

派遣元から直接雇用の依頼があった		依頼はなかった
依頼に応じた (依頼に応じて直接雇用した)	依頼があったが直接雇用に至らなかった	
1	2	3

78

直接雇用に至らなかった理由を**すべて**選んでください。

派遣労働者の能力が、自社の求める能力基準に足りなかった	1
自社が提示した労働条件と派遣労働者の希望する労働条件が合わなかった	2
自社に新規の採用枠がなかった	3
派遣労働者が従事してきた業務が廃止された	4
派遣労働者の担当業務が専門的であるため、その業務での直接雇用に想定していない	5
直接雇用が成立した場合の手数料の条件が、派遣会社と折り合わなかった	6
その他	7

79

(3) 派遣労働者の個人単位の期間制限(3年)についてどう考えますか。**最も**当てはまるものを選んでください。

制限は必要だが、3年より短縮すべき	1
今のままでよい	2
制限は不要	3
制限は必要だが、3年より延長すべき	4
わからない	5

80

問17 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に労働者派遣契約を中途解除(注24)したことがある場合、該当する理由を次の1～6の中から**すべて**選んでください。中途解除したことがなければ7を選んでください。

中途解除したことがある						中途解除したことはない
派遣労働者の技術・技能に問題があった	派遣労働者の勤務状況に問題があった	派遣労働者と事業所の他の労働者との人間関係に問題があった	事業所の事業計画に急な変更・中止が発生した	欠員の補充が可能となった	その他	
1	2	3	4	5	6	7

81

中途解除の際に、派遣労働者の雇用の安定を図るためにどのような措置を取りましたか。該当するものを次の1～4の中から**すべて**選んでください。特段対応しなかった場合は5を選んでください。

別の就業機会を提供した	1
派遣元事業主が派遣労働者に支払う休業手当・解雇予告手当等に相当する額以上の費用を負担した	2
労働者派遣契約の契約期間の終了までの派遣料金全額を派遣元事業主に支払った	3
その他の措置を講じた	4
特段対応しなかった	5

82

(注24)「労働者派遣契約を中途解除した」とは、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行ったことをいいます。

問18 (1) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣労働者から苦情の申し出を受けたことがありますか。

受けた	受けていない	9頁間19へ
1	2	

苦情の申し出を受けた件数はいくつですか。一人の派遣労働者からの1個の苦情内容を1件として数えてください。

	件
--	---

(2) 苦情の内容で該当するものを**すべて**選んでください。

業務内容	01
指揮命令関係	02
派遣期間	03
就業日・就業時間・休憩時間・時間外労働・休暇	04
安全・衛生	05
個人情報の保護	06
人間関係・いじめ・パワーハラスメント	07
セクシャルハラスメント	08
妊娠・出産を理由とする不利益な取扱い・ハラスメント	09
育児休業・介護休業等を理由とする不利益な取扱い・ハラスメント	10
障害者である派遣労働者の有する能力の有効な発揮の支障となっているもの	11
その他	12

85

(3) 苦情の解決(注25)状況(注26)を選んでください。

すべてが解決	75%以上100%未満程度解決	50%以上75%未満程度解決	25%以上50%未満程度解決	25%未満程度解決
1	2	3	4	5

86

(注25)「苦情の解決」とは、当事者本人の了解や納得を得られれば解決したものとします。

(注26)「苦情の解決状況」とは、苦情の発生件数に対する苦情の解決した件数の割合をいいます。

すべての事業所がお答えください。

問19 (1) 貴事業所が受け入れた派遣労働者を正社員に採用する制度(注27)はありますか。なお、この調査でいう「正社員」とは、常用労働者であって、貴事業所において正社員、正職員としている者をいいます。

制度がある	制度がない
1	2

87

(注27) 「正社員に採用する制度」は、この調査では就業規則等で制度として定められている場合に限りです。制度として定められていなくとも、仕事の実績等を勘案して正社員に採用する慣行がある場合は、2を選んでください。

(2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣労働者を正社員に採用したことはありますか。上記(1)の制度の有無に関わりなく実績をお答えください。

採用した	採用していない
1	2

88

(3) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)に派遣労働者を正社員以外(パート、アルバイト、契約社員等)に採用したことはありますか。上記(1)の制度の有無に関わりなく実績をお答えください。

採用した	採用していない
1	2

89

問20 (1) 紹介予定派遣(注28)の制度を利用したことがありますか。

ある	ない	
	制度を知っている	制度を知らない
1	2	3

90

10頁問21(1)へ

問20(3)へ

(2) 過去1年間(令和3年10月1日～令和4年9月30日)の紹介予定派遣の利用状況についてお答えください。

① 紹介予定派遣で派遣として働いたことのある派遣労働者は何人ですか。

男				
女				

91

92

(人)

② ①のうち、紹介予定派遣を経て直接雇用に関わった労働者は何人ですか。

		雇用期間の定め無し(注27)	雇用期間の定め有り(注28)
一般労働者(注3)	男		
	女		
短時間労働者(注4)	男		
	女		

93～94

95～96

97～98

99～100

(人)

(人)

(3) 紹介予定派遣を今後利用しますか。

利用する予定である	検討中である又は検討してみたい	利用の予定はない	わからない
1	2	3	4

101

(注28) 「紹介予定派遣」とは、労働者派遣のうち、派遣元事業主が派遣労働者及び派遣先に対して職業紹介を行うことを予定しているものをいいます。紹介予定派遣は、一定の労働者派遣の期間を経て直接雇用に移行することを念頭に行われるものであり、労働者派遣の期間中に、派遣労働者は派遣先における業務が自分に合うかどうか等を確認し、派遣先は労働者の業務遂行能力等が直接雇用するのに相応しいかどうか等を確認した上で、あっせんを経て双方が合意した場合に直接雇用に移行することができます。

ただし、派遣先及び派遣労働者の求人・求職の意思等を確認して職業紹介が行われるものであり、当該意思等の如何によっては職業紹介が行われないこともあります。また、職業紹介の結果、派遣労働者が派遣先に採用されないこともあります。

問21 (1) 貴事業所に請負労働者(注29)はいますか。

いる	いない
1	2

102

問21(2)へ

① 物の製造(注30)を行っている請負労働者はいますか。

いる	いない
1	2

103

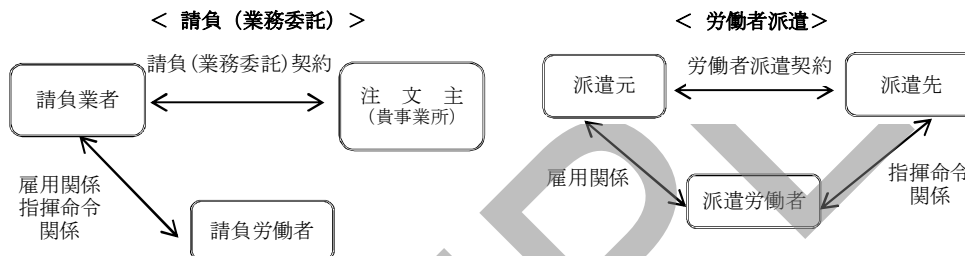
問21(2)へ

② 令和4年10月1日現在で物の製造を行っている請負労働者は何人ですか。

男					人
女					人

104~105

(注29) 「請負労働者」とは、請負業者が雇用する労働者であり、請負業者の指揮命令を受けて業務を遂行します。労働者派遣との違いは、注文主との間に指揮命令関係が生じないという点にあります。



(注30) 「物の製造」とは、物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいいます。物の製造を行っている請負労働者とは上記の作業に携わる労働者をいいます。

(2) 令和4年10月1日現在の請負契約(貴事業所において行われる業務に限る)による発注の量について、今後(令和5年~7年の3年間に)どのような見通しを持っていますか。問21(1)で請負労働者が「いない」を選んだ場合、新たに請負を活用する予定があれば1を選び、請負を活用する予定がなければ2を選んでください。

増やす	変更しない	減らす	発注をやめる	未定
1	2	3	4	5

106

問22 次に掲げる種類の労働者の割合を、今後(令和5年~7年の3年間に)変更する方針がありますか。労働者の種類別にお答えください。

労働者の種類	割合を増やす(注31)	割合を変えない	割合を減らす	現在いないが、今後も活用の予定はない	未定
正社員	1	2	3	4	5
正社員以外の直接雇用関係のある労働者	1	2	3	4	5
派遣労働者	1	2	3	4	5

(注31) 「割合を増やす」には、調査期日現在、該当の種類の労働者はいないが、今後活用する予定のある場合を含めます。

107~109

これで調査は終わりです。ご協力ありがとうございました。

令和4年10月17日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函してください。

<政令で定める業務>

1号(ソフトウェア開発)

電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守(これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。)又はプログラム(※1)の設計、作成若しくは保守の業務

2号(機械設計)

機械等(※2)又は機械等により構成される設備の設計又は製図(現図製作を含む。)の業務

3号(事務用機器操作)

事務用機器(※3)の操作の業務

4号(通訳、翻訳、速記)

通訳、翻訳又は速記の業務

5号(秘書)

法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

6号(ファイリング)

文書、磁気テープ等のファイリング(能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従ってする文書、磁気テープ等の整理(保管を含む。)をいう。以下同じ。)に係る分類の作成又はファイリング(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。)の業務

7号(調査)

新商品の開発、販売計画の作成等に必要の基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

8号(財務処理)

貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

9号(取引文書作成)

外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成(港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法(昭和42年法律第122号)第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。)の業務

10号(デモンストレーション)

電子計算機、自動車その他その用途に応じた的確な操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

11号(添乗)

旅程管理業務等(※4)、旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務(車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。)又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

12号(受付・案内)

建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務

13号(研究開発)

科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務(1号「ソフトウェア開発」及び2号「機械設計」に掲げる業務を除く。)

14号(事業の実施体制の企画、立案)

企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務(労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。)

15号(書籍等の制作・編集)

書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

16号(広告デザイン)

商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務(建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。))を除く。)

17号(OAインストラクション)

事務用機器(※3)の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラム(※1)の使用法を習得させるための教授又は指導の業務

18号(セールスエンジニアの営業、金融商品の営業)

顧客の要求に応じて設計(構造を変更する設計を含む。)を行う機械等(※2)若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム(※1)又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品(金融商品の販売等に関する法律(平成12年法律第101号)第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。)に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約(これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下同じ。)についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

19号(社会福祉施設等における看護業務)

看護師が保健師助産師看護師法第5条に規定する療養上の世話又は診療の補助として行う業務(病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び居室において行われるもの(訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。))を除く。)

<政令で定める業務以外のうち、旧政令で定める業務>

(放送機器等操作)

映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等(※5)の制作のために使用されるものの操作の業務

(放送番組等演出)

放送番組等(※5)の制作における演出の業務(一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。)

(建築物清掃)

建築物における清掃の業務

(建築設備運転、点検、整備)

建築設備(※6)の運転、点検又は整備の業務(法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。)

(駐車場管理等)

建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備(建築設備(※6)を除く。)であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務(上記の「建築物清掃」を除く。)

(インテリアコーディネータ)

建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)

(アナウンサー)

放送番組等(※5)における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務(これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。)

(テレマーケティング)

電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

(放送番組等における大道具・小道具)

放送番組等(※5)の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務(労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。)

(水道施設等の設備運転等)

水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設の消毒設備その他の設備、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道若しくは同条第5号に規定する都市下水路の消化設備その他の設備若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設(同項に規定するごみ処理施設にあつては、1日当たりの処理能力が10トン以上のものに限る。)の焼却設備その他の設備の運転、点検若しくは整備の業務(高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする運転、点検又は整備の業務に限る。)

*各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。

※1 電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたもの。

※2 機械、装置又は器具(これらの部品を含む。)

※3 電子計算機、タイプライター又はこれらに準ずる事務用機器。

※4 旅行業法(昭和27年法律第239号)第12条の11第1項に規定する旅程管理業務(旅行者に同行して行うものに限る。)

又は同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務。

※5 放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規程に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成される作品であつて録画され、又は録音されているもの。

※6 建築基準法第2条第3号に規定する建築設備。